特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

連絡先

健康福祉部 福祉総務課

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給事務				
②事務の概要	物価高騰の負担感が大きい低所得世帯(令和5年度の住民税が非課税の世帯)に対し、1世帯あたり3万円の支給する。 〇概要 本給付金に係る支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 〇事務処理 令和5年6月1日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である者のみで構成された世帯に対し、給付金を支給する。				
③システムの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	名				
電力・ガス・食料品等価格高服					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第1の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示7号 ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10条(「特定公的給付」に指定)				
4. 情報提供ネットワーク:	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定				
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第59条の4 ※情報提供は実施しない				
5. 評価実施機関における					
5. 評価実施機関における ①部署	3担当部署 健康福祉部福祉総務課				
①部署	健康福祉部 福祉総務課				
①部署 ②所属長の役職名	健康福祉部 福祉総務課				
①部署 ②所属長の役職名	健康福祉部 福祉総務課福祉総務課長				
①部署 ②所属長の役職名 6. 他の評価実施機関	健康福祉部 福祉総務課福祉総務課長				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和5年12月28日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和5年12月28日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策							
1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類					
	項目評価書] ては、それぞれ重り	点項目評価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 項目評価書において、リスク対策の詳細が記			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネッ	トワークシステ 』	ムを通じた入手を除	<.)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	版(委託や情報	提供ネットワーク	システムを通じた提供				
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	[]	接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査						
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明